

(案)

契 約 書

ちばアクアラインマラソン実行委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、別添の条項により、中速カラー複合機の賃貸借に関する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1-1
ちばアクアラインマラソン実行委員会
会 長 熊 谷 俊 人

乙

記 載 事 項

- 1 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- 2 契約対象複写機の設置場所及び複写機使用料は、別記のとおりとする。
- 3 契約保証金 _____

(案)

契 約 条 項

(契約目的)

第1条 この契約は、乙が甲に提供する中速カラー複合機（以下「複写機」という。）について、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品等を円滑に供給すること並びに甲がこれに対して複写機使用料を乙に支払うことを目的とする。

(複写機および設置場所)

第2条 複写機及び複写機の設置場所は別記記載のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は表記記載事項1のとおりとする。

(複写機使用料金)

第4条 使用料は別記記載のとおりとする。ただし、別記記載の使用料には消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 複写機の使用に際し、乙の責に帰すべき原因での不良複写及び乙が複写機の点検と調整のため使用した複写枚数は、当該複写機の1ヶ月の複写枚数から控除すべきものとする。

(複写機使用料金の請求)

第5条 乙は、毎月末において甲の確認を受けて、複写枚数を算出し、複写機使用料を甲に対し請求する。

(複写機使用料金の支払)

第6条 甲は、乙から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により複写機使用料の支払を遅延した場合、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(機械の保守)

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合、甲の請求により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行うものとする。

(案)

(消耗品等の供給)

第8条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパーは乙の技術員の点検又は甲の通知に基づきコピー品質維持のため必要と認めたとき、乙は、これを取り替える。

2 その他の消耗品等（用紙、フィニッシャー針を除く）については、乙の指定する者の巡回又は甲の申出によって予備手持量の不足を知った場合、乙は当該消耗品等を供給する。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第9条 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複写機の状態を変更するような行為及び消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、第2条所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は乙が実施する。

(保険)

第11条 乙は、別記記載の複写機に乙の費用負担で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しない。

(機密の保持)

第13条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密や個人情報を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、複写機のハードディスク等情報記憶装置について、故障等により交換する場合、複写機を移動する場合、又は契約満了等により複写機を回収する場合は、物理的に破壊又はデータを復元不可能な状態になるように処理し、その結果について甲に報告しなければならない。

3 前項の情報記憶装置の物理的破壊又はデータを復元不可能な状態になるようにする処理は、原則として設置場所にて行わなければならない。

ただし、これが困難である場合は、設置場所以外の場所で処理を行うことも可能であるが、この処理が行われるまでの間、データの漏えい等が絶対に起こらないよう、乙の責において厳重に管理し、その結果を甲に報告すること。

(案)

(料金改定)

第14条 契約期間中において、経済変動その他相当の理由により、複写機使用料を改定する必要が生じた場合、乙は料金改定日の1ヶ月前までに書面にて料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(催告による解除)

第15条 乙が本契約の始期に複写機を設置し終えないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (11) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲は、本契約締結日の属する翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

(違約金)

第17条 乙は、第15条及び第16条1項の規定により、この契約を解除されたときは違約金として契約書別記4に定める契約期間の予定使用枚数を契約期間の年数で除した数量に、契約書第4条第1項に定める使用料を乗じた額の100分の10に相当する金額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

(案)

(遅滞金)

第18条 乙が本契約の期間の始期に複写機を設置できず、甲に延期の許可を申し出し、特に認められた場合は、甲は遅滞金を徴するものとする。遅滞金は、その期限の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額（複写機使用料に契約期間の予定使用枚数を乗じた額）に、第6条第2項に規定する率で算出した額とし、遅滞金は契約金額から控除する。

(訴訟管轄)

第19条 本契約に関し訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(案)

別 記

1 契約対象物件

機械番号	Mac アドレス

- 2 設置場所 ちばアクアラインマラソン実行委員会事務局
(千葉県中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎2階)

3 複写機使用料 (単位: 円)

複写機使用料	(1) モノクロ	円/枚 (	円/枚)
	(2) カラープリント	円/枚 (	円/枚)
	(3) カラー複写	円/枚 (	円/枚)

() 内消費税及び地方消費税相当額

※ 各月ごとに使用料を算定し、翌月の所定日に精算する。

4 契約期間の予定使用枚数と使用枚数の上限

契約期間の予定使用枚数は、

- (1) モノクロ 32,500枚
(2) カラープリント 158,000枚
(3) カラー複写 41,000枚とする。

この枚数を超えて使用する場合には、甲乙間で別途協議の上定める。

複写機の引上げ及び設置は、契約期間中の利用に支障のない状態で行うこと。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（1）から（4）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。
- 2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)
- 第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。